

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】



警戒区域、避難指示区域等の見直しについて～3町村の見直しを決定～(3月7日)

政府原子力災害対策本部は3月7日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、次の町村について警戒区域を解除するとともに、避難指示区域の見直しを決定しました。

葛尾村、富岡町及び浪江町に設定されている警戒区域及び避難指示区域は、次の日に、「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に見直しが行われます。

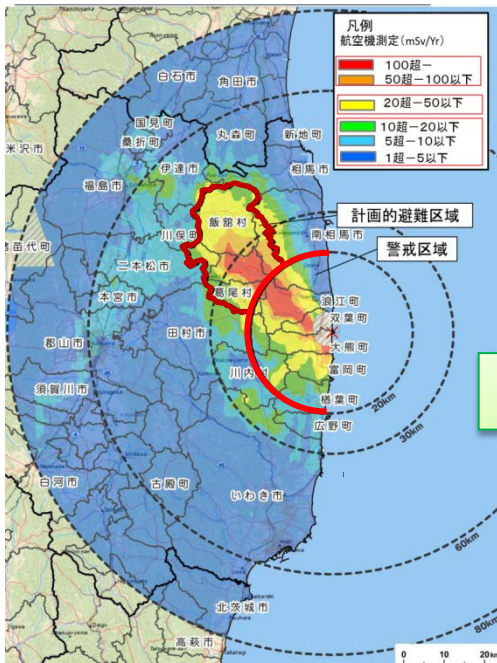
- 1) 葛尾村 (平成25年3月22日～)
- 2) 富岡町 (平成25年3月25日～)
- 3) 浪江町 (平成25年4月1日～)

避難指示区域の見直しの経緯と現状について

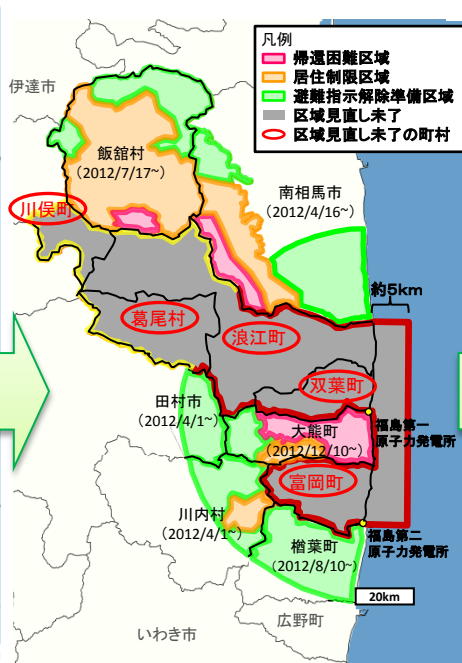
1. 平成23年3月: 事故
2. 平成23年4月: 警戒区域(4/21)(福島第一から半径20km圏内)
計画的避難区域(4/22)(放射線量が20mSv/yを超える区域)
⇒対象11市町村
3. 平成23年12月: 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始
※緊急時避難準備区域(福島第一から半径30km圏内)は、4/22に設定、9/30に解除。
(対象市町村: 広野町、楡葉町、川内村、田村市、南相馬市)

4. 対象11市町村における避難指示区域の見直しの現状
 - (1) これまでに区域見直しを終えた6市町村
: 川内村、田村市、南相馬市、飯館村、楡葉町、大熊町
 - (2) 今回の原災本部で区域見直しを終える3町村
: **葛尾村、富岡町、浪江町(3/7の原災本部で決定)**
 - (3) 残る**双葉町、川俣町**も遅滞なく、区域見直しを実施予定(今春を目途に調整中)

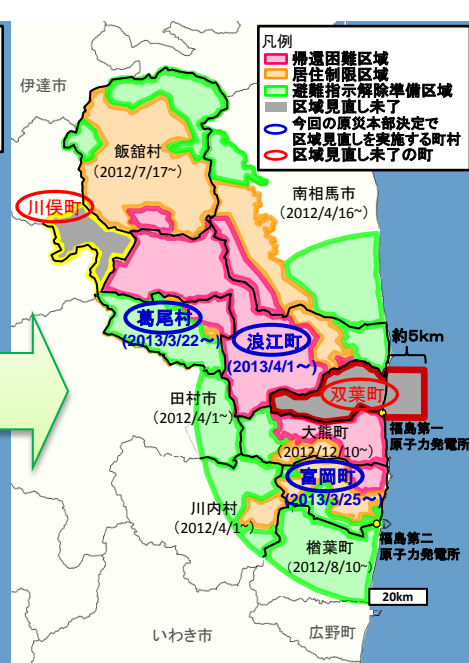
平成23年4月29日時点の線量分布



平成24年12月10日時点(今回の区域見直し前)



平成25年4月1日以降(今回の区域見直し後)



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20130307_01.html

原子力発電所事故による避難者を対象とした高速道路の無料措置を本年4月以降も継続します (3月5日)

国土交通省は3月5日、平成24年4月から継続して実施している原子力発電所事故による避難者の支援について、対象期間見直しを発表しました。

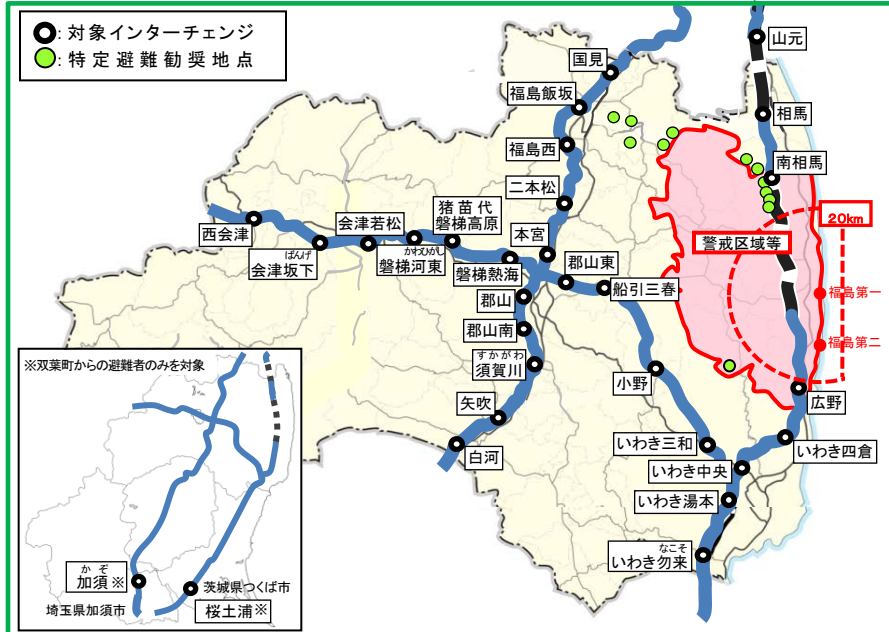
この支援の継続期間は、平成25年4月1日(月)0時から平成26年3月31日(月)24時までです。

■対象車両

- ①対象者：
原発事故による避難者（被災時に警戒区域等（※1）を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：全車種
（避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：
福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

■対象インターチェンジ



(※1) 警戒区域、計画的避難区域、帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域(実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。)

■対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須(※2)
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦(※2)

(※2) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

■出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要：コピー不可)

確認事項	必要書類
避難元を確認するための書面	<ul style="list-style-type: none"> ○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証する書面 (運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、罹災証明書等の公的機関が発行するもの) ○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
本人を確認するための書面	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000335.html



「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>